

**(仮称) 青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例骨子案  
に対する意見募集の結果について**

**1 意見の募集期間**

令和元年9月2日(月)から令和元年10月1日(火)まで

**2 意見の募集方法**

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市福祉部障がい者支援課(駅前庁舎1階)、市民サロン(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎2階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(アウガ1階)、柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、青森市ふれあいの館、青森市福祉増進センター(しあわせプラザ)、青森市総合福祉センター、青森市浪岡総合保健福祉センターに備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送(封書・はがき)、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

**3 提出された意見**

2名の方から4件のご意見をいただきました。

意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	骨子に反映	今後条例案に反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
2 定義	1	0	0	0	0	0	0	1
全体	0	0	2	0	1	0	0	3
計	1	0	2	0	1	0	0	4

- 「骨子に反映」・・・骨子に記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの  
「今後条例案に反映」・・・今後、条例案を作成する段階で記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの  
「記述・整理済」・・・条例骨子に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの  
「実施段階検討」・・・今後、条例の実施段階で検討するもの  
「反映困難」・・・反映が困難なもの  
「その他」・・・上記以外のもの  
「対象事項外」・・・条例骨子案以外への意見

**4 意見の募集結果と策定した条例案骨子の公表**

「提出された意見の概要と市の考え方」と策定いたしました「(仮称)青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例案骨子」につきましては、市のホームページに掲載するほか、意見募集時と同様の施設でご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、令和2年1月6日(月)から令和2年2月5日(水)までとなっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。